

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第17号

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則

香川県産業技術センター規則（平成12年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前							
別表第1（第12条関係） 1 香川県産業技術センター機器使用料				別表第1（第12条関係） 1 香川県産業技術センター機器使用料							
区	分	単	位	金	額	区	分	単	位	金	額
略						略					
	超高温対応型熱機械分析装置			<u>1時間当たり2,650円に</u>			超高温対応型熱機械分析装置			<u>1時間当たり</u>	<u>2,650円</u>
				<u>実費を基準として知事が</u>							
				<u>定める材料費の額を加え</u>							
				<u>た額</u>							
略						略					

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。